

## 7 管理運営

項目	評価の視点	レベル	
7-1	経営系専門職大学院を管理運営する固有の組織体制が整備され、その活動のために適切な規程が制定されているか。		

< 現状の説明 >

本会計大学院では、大学院の運営に関し教学面に係る重要事項を審議する組織として研究科委員会（研究科における教授会）を設置している。この研究科委員会は、学内規程（研究科委員会規則）に基づき、原則として本会計大学院の専任教授によって組織される。もっとも、研究科委員会で必要と認められれば、専任の助教授（2006年度、2007年度以降「准教授」に職位変更）その他の教育職員を加えることができる。また、本会計大学院では、研究科に専任の研究科長を置き、研究科委員会を主宰するものとしている。

さらに、事務組織についても大学院事務局を設置し、専任の事務局長を置いている。

< 根拠資料 > 資料番号31 研究科委員会規則

7-2	関連法令等および学内規程は適切に遵守されているか。		
-----	---------------------------	--	--

< 現状の説明 >

本会計大学院の法令遵守状況は概ね以下のとおりであり、適切である。まず、本会計大学院は、高等教育機関として学校教育法（昭和22年法律第26号）のほか、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、専門職大学院設置基準（平成15年法律文部科学省令第16号）等の適用を受ける。この点、本会計大学院は重要な事項を審議するため研究科委員会を置いている（詳細は7-3参照）ほか、自己点検・評価を行っている（詳細は8参照）。また、授業科目を領域別に全体領域・会計領域・経営ファイナンス領域・監査領域・法律領域に配置するとともに各授業科目を基本科目・発展科目・応用実践科目に配置し、教育課程を体系的に編成している（詳細は2-9～2-13参照）。助手を除く専任教員数は22名（2006年5月1日現在）であり、その全員が教授である（詳細は3-1～3-3参照）。

また、特区自治体との協定書にしたがい、経営内容の変更に係る事前協議や、定期の経営状況の報告を行っている。

さらに学内規程に関しては、本会計大学院の運営に必要な諸規定を大学院学則をはじめとして整備している。研究科委員会や紀要編集委員会等の各種委員会の運営、長期履修学生や科目等履修生の受入等、本会計大学院の運営は学内規程に基づき行われている。

< 根拠資料 >

7-3	経営系専門職大学院の設置形態にかかわらず、当該専門職大学院の教学およびその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の当該専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。		
-----	---	--	--

< 現状の説明 >

本会計大学院においては、教育課程に関する事項、教員人事に関する事項、学生の入学・修了に関する事項等、教学及び及びその他本会計大学院の管理運営に関する重要事項については、本会計大学院固有の専任教員組織である研究科委員会において審議を行っている。

なお、教育課程に関する事項、学生の入学・修了に関する事項の最終決定権は学長が有しており、教員人事に関する事項の最終決定権は学校経営委員会が有している。しかし、本会計大学院の2007年度末までの運営において、研究科委員会の意思が学長又は学校経営委員会によって覆されたことはない。

< 根拠資料 >

7-4	経営系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。		
-----	---	--	--

< 現状の説明 >

本会計大学院では、本会計大学院固有の管理運営を行う専任教員組織として研究科委員会を設置している。この研究科委員会の長（研究科長）の任命は、学則上、学長によって行われる（大学院学則第9条第3項）。

当該学則に基づき、2006年度中に新たな研究科長が学長により任命され、2007年4月1日から就任した。当該任命は、研究科委員会の議題として取り上げ審議を行い、研究科委員会の全会一致による承認を得た上でなされた。

< 根拠資料 > 資料番号1 大学院学則

7-5	経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。		
-----	---	--	--

< 現状の説明 >

（該当なし）

< 根拠資料 >

7-6	企業・地方自治体、その他の外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等は適切に行われているか。		
-----	---	--	--

< 現状の説明 >

本学は、各自治体が申請し内閣総理大臣が認定する構造改革特別区域（以下、「特区」という。）に設置されている。この特区内における本学の運営に関する取り極めについては、特区申請自治体との間で協定書を締結している。協定書の締結に当たっては本学の設置法人の法務部の審査を経、法的に遺漏なきを期した。

外部機関からの資金の授受については、2006年度時点で実績はない。なお、公的研究費の管理及び監査に関する学内規程を2007年度に整備した。

< 根拠資料 > 資料番号32 公的研究費の管理及び監査に関する規程

7-7	経営系専門職大学院の管理運営に関する学内規程の内容および形式に関する点検・評価は適切に行われているか。		
-----	---	--	--

< 現状の説明 >

すべての学内規程は、制定時及び改訂時に設置法人の法務部による内容及び形式の確認を受けている（ただし、内規・申合せの類を除く）。

なお、2007年度下期には、学内規程の全般的見直しを実施し、規程相互の矛盾・衝突等について整合性を図った。

< 根拠資料 >

7 8	点検・評価に基づき管理運営の改善の努力が適切に行われているか。		
-----	---------------------------------	--	--

< 現状の説明 >

本会計大学院の管理運営に関する学内規程の内容及び形式に関する点検・評価に基づき、管理運営の改善の努力として、本会計大学院は以下の実績を有している。

従来から組織的・継続的に行ってきたFD活動を専門的に所管する大学院FD委員会を設置した。教育目標の達成状況及び教育課程の充実に関する事項を専門的に所管するカリキュラム検討委員会を設置した。本会計大学院の特長をなす「ビジネス・シミュレーション」科目の実行委員会を設置した。

これらの組織を通じて、管理運営の改善の努力が組織的・継続的になされている。

< 根拠資料 >

7 9	経営系専門職大学院を管理運営し、その使命・目的および教育目標の達成を支援するために適切な規模と機能を備えた事務組織を設置しているか。		
-----	--	--	--

< 現状の説明 >

本会計大学院では、会計大学院の事務運営のための組織として会計大学院事務局を置いている。

会計大学院事務局の職員数は10名（2006年5月1日現在）である。これに対し、学生数は59名（2006年5月1日現在）である。おおむね学生6名に対し1名の事務職員が置かれている。

事務職員の内訳は、教務系の職員が5名、事務系の職員が5名である。事務局には学生部・教務部・広報部を置き、学生対応、教員・授業対応、学生募集対応を所掌している。教務系の事務職員にはTAを含み、学生からの質問受け等にも対応できる体制を整えている。

< 根拠資料 > 資料番号9 大学組織図

7 10	事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されているか。		
------	-------------------------------------	--	--

< 現状の説明 >

本会計大学院の事務組織は、教学組織である研究科委員会やその他の各種委員会と有機的に常時連携し、日々の教学事務を執り行っている。

このほか、本会計大学院の事務組織は、学納金等の財務処理について設置法人の組織である財務部と、学内諸規程の制定・改廃等について設置法人の組織である法務部と、学生の管理に関すること等について設置法人の組織であるCS課と、その他案件に応じて関係部署と適宜連携を図りつつ日々の運営に当たっている。

< 根拠資料 >

7 11	事務組織の活動を向上させるために、組織的な研修システムの導入等、必要な工夫・改善が行われているか。		
------	---	--	--

< 現状の説明 >

本会計大学院では、スタッフ・ディベロップメント（SD）の一環として学校設置会社による研修システムを導入している。研修には、受講が必須の義務とされているもの、任意的とされているものがある。

研修には、ウェブを用いたeラーニングによるもの、集合研修によるもの、ビデオ・DVDによる個別研修によるもの等、研修の性格や学習効果を考えて適切な形態で実施されている。

< 根拠資料 >

[点検・評価]

長所

関連する「評価の視点」	研究科委員会の独立性
<p>                     本会計大学院では、学校経営委員会では基本的な方向性のみを決議し、その他教育方針、および細目的事項は研究科委員会において審議されている。その意味で、研究科委員会の独立性は保たれており、適切に運用されているといえる。また研究科委員会では、教員間でのディスカッションも活発で雰囲気も良好であり、反論を許さないような雰囲気はない。その点も評価できる。                 </p>	
根拠資料	

今後の方策

<p>                     研究科委員会での活発な審議は今後の大学院運営に重要な意味を持つため、これからも和やかな雰囲気の中にも真剣な形で、研究者教員と実務家教員一体となって取り組んでいく。                 </p>	
根拠資料	

## 問題点

関連する「評価 の視点」	研究科長選出の指針
<p>研究科長の任命にあたっては学長が任命をすると大学院学則に定められているが、具体的な選出方針が明文化されていない。</p>	
根拠資料	

## 今後の方策

<p>本会計大学院学則では研究科長の任命は学長が行うと定められているが研究科委員会の意見も事前に聞くなどを規定化することが望ましい。また任命にあたっては研究科委員会の議を経て学長が任命する、としたほうが良い。</p>	
根拠資料	